

仕 様 書

1 業務名

令和8年度札幌市災害時物資供給実動訓練会場設営及び撤収業務

2 業務概要

受託者は、札幌市西区で実施する「令和8年度札幌市災害時物資供給実動訓練（以下、「訓練」という。）」に係る下記の業務を委託者及び施設管理者等と連携・調整しながら行うものである。

3 訓練概要

(1) 日時

令和8年11月6日(金) 13時～16時（予定）

(2) 会場

農試公園 ツインキャップ

(3) 内容

札幌市災害時物資供給マニュアル」を基に、物資集積拠点の開設から供給までの手順を確認する実動訓練を実施し、協定締結事業者や関係行政機関と実効性のある連携体制を構築する。

(4) 訓練参加者

学識経験者、輸送事業者、小売事業者、業界団体、関係行政機関等

3 業務実施期間

契約締結日から令和8年12月4日（金）まで。

4 業務内容

(1) 統括責任者の設置

受託者は本業務に係る統括責任者を1名設置し、委託者に報告するとともに、本業務に係る必要な人員を手配及び確保すること。

なお、やむを得ない事情により統括責任者が変更となる場合については、別の者を統括責任者として設置することを認めるが、これに当たっては十分な引継ぎ等を行い、業務に支障のないように調整を行うこと。

(2) 訓練会場設営

受託者は、事前に、委託者及びツインキャップの施設管理者と十分協議した上で、令和8年11月5日（木）の午前9時から午後5時までの間、ツインキャップの屋内グラウンドについて、PP板等の養生作業等を行う。

ア 養生及び見学席の設営

養生が必要なエリアは別紙1のとおりとし、養生作業については、受託者で用意した資機材を使用し行うこと。

なお、養生にあたっては、屋内グラウンドの舗装等を破損させないように、下記のように対策を行うこと。

(ア) 養生がずれないように、テープ等で固定する。

(イ) 別紙1以外のエリアについても、フォークリフトやロールボックス等の重量物（野球グラウンド上に跡が残る可能性がある備品等）を一時的に保管する予定のある箇所は、委託者の指示により、PP板等で養生を行う。

(ウ) この他、実動訓練の見学席として、委託者が指定する場所に長机と椅子の設

置を行うこと。長机10台及び椅子40脚については、委託者が別途、施設管理者から借用する。

見学席についても養生を行うこととするが、人や机等の重量に耐えられる素材で可能とする。

イ セーフティーコーン50個及びセーフティーバー49本を用意し、委託者の指定する箇所に設置することとし、設置個所詳細については別途指示する。

なお、設置個所は施設内と施設外の車両やフォークリフトが通過する周辺を想定している。

(3) 交通整理(訓練時)

訓練開始前(12時頃)から訓練終了(16時頃)までの間、訓練参加事業者の車両や訓練で使用するトラック等について、駐車場への誘導及び交通整理等を行う。誘導スタッフは6名とし、配置等詳細については、契約後に委託者と打合せを行う。

訓練中に使用しない車両(自家用車等)については、所定エリアに誘導するとともに、出入車両及び駐車場内歩行者の円滑な安全誘導を行うこと。

また、歩道横断者及び通行車両の安全確保、交通事故発生時における処置、緊急車両の誘導等も配慮すること。

(4) 訓練会場撤収

受託者は、令和8年11月6日(金)の訓練終了後、養生や見学席等の撤収作業、ツインキャップ内の清掃(ゴミや汚れなどが無いかの確認)を行う。

資機材の撤収及び会場の原状復帰を実施し、作成した看板等については市内指定場所へ搬出・搬入すること。また、ツインキャップ内に保管している資機材については、所定の場所に返却すること。

なお、訓練で発生したゴミ、残置物等はすべて収集し、適切に廃棄処理等を実施すること。

(5) 会場案内看板作成

受託者は、訓練当日の案内看板のデザイン作成、設置及び撤去を行う。

看板のデザインについては、委託者と十分協議のうえ、作成するとともに、必要な場所に設置すること。

看板等の設置においては、強風時の転倒防止対策を行うこと。

・看板の想定サイズ等：板面アルミ複合版 W600×H1,800程度 足付

5 養生の素材

(1) 車両及び物資保管場所

ア P P板

イ ゴムマット

ウ コンパネ

エ その他、上記と同等以上の耐久性があるもの

(2) 見学席

ア ショックレスマット

イ パンチカーペット

ウ その他、上記と同等以上の耐久性があるもの

6 成果品

業務完了時は、写真等を用いて業務の詳細が分かる業務完了報告書を作成し、令和

8年12月4日(金)までに完了届とともに委託者に提出すること。

7 注意事項等

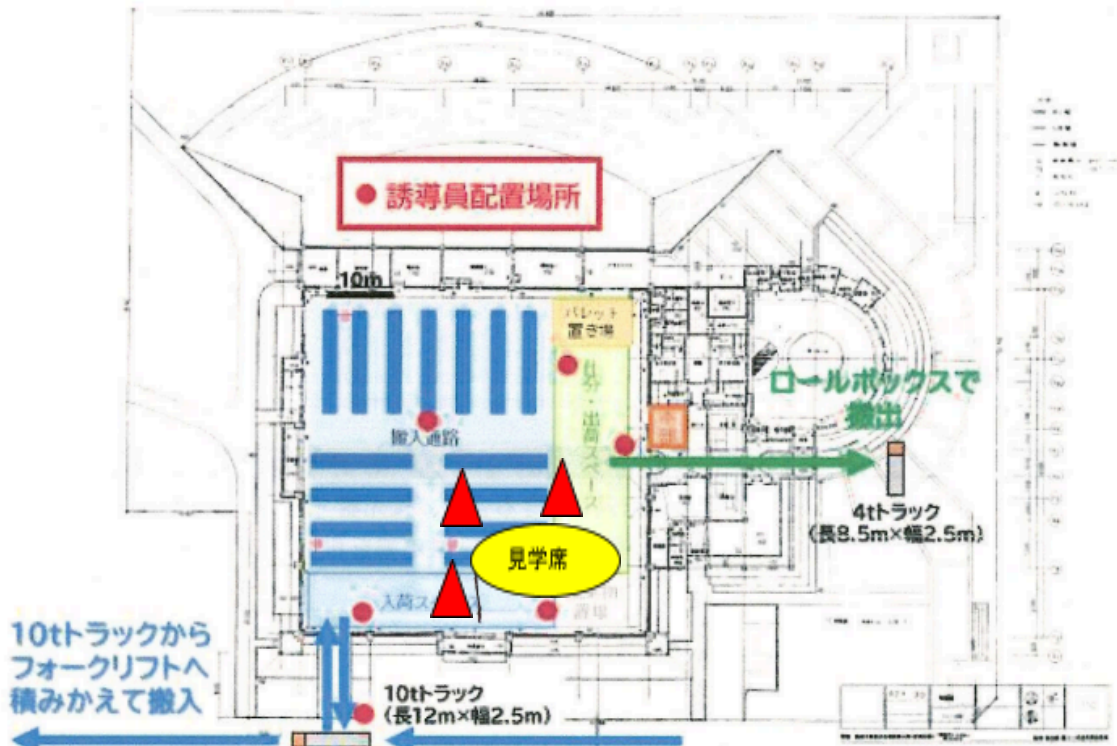
- (1) 荒天や災害等により防災訓練が中止となった場合には、中止決定時間等により、委託者、受託者協議のうえ、委託料を減ずるものとする。
なお、その際には、中止決定時の設置業務の進捗状況等により、受託者が実際に当該業務の履行に要した費用等を参考に協議を行うこととする。
- (2) 受託者は、作業及び搬送中における施設、器物の破損、汚損、紛失、盗難及び人的負傷等のないよう十分な作業管理を行うこと。
- (3) 上記(2)の障害・事故等による損害が生じたときは、それを補償すること。
- (4) 業務履行期間中に受託者の瑕疵等により何らかの障害・事故等が発生した場合は、必要な措置を提案し、委託者の了解、指示のもと、受託者の責任及び負担において速やかに復旧措置を行うこと。
- (5) 訓練内容の変更等により、必要資器材が増減した場合は、委託者と協議のうえ、必要資器材を調達すること。
- (6) 当該業務全般については、会場の広さや危険箇所など会場を熟知する必要があることから、下見等を重ね、専門的な知識を持って、業務を実施すること。
- (7) 受託者は業務従事者に対し、使用者として各種労働関係法令を遵守し、経験、技能、責任などに応じた適切な水準の賃金を支払い、雇用環境の維持向上に努めること。
- (8) 事前に委託者、施設管理者及び上記訓練運営支援業務委託者等と十分な打合せや現地見学を行うとともに、疑義が生じた場合には委託者と受託者が協議し決定すること。
- (9) ツインキャップ内における運搬用の台車、養生資材等の必要資機材については、別紙2に記載されている資機材以外は、受託者が準備すること。
- (10) 車両の規模及び従事人員は、本仕様書に併せ適正なものとし、搬送時間について、厳守すること。
- (11) 本業務の履行においては、委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
イ ごみの減量及びリサイクルに努めること。
ウ 業務に係る用品等は、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

【札幌市危機管理局 担当：小倉・上西 Tel211-3062】

養生エリアについて

- 養生を行う範囲は、下記レイアウトの入荷スペース（Aコート）の一部（横6m、縦18m）、搬入経路及び仕分け・出荷スペース（Bコート全面（横50m、縦20m））、見学席（10m×10m）
- 入荷や仕分け・出荷スペースについては、トラックではなく、ロールボックス、フォークリフトやハンドリフト等の資機材を使用する予定である。
- 見学席には長机10台及び椅子40脚を置く。

物資集積拠点のレイアウト・車両動線図（屋内）



※▲はセーフティーコーン及びセーフティーバーを設置する箇所を示している。